

鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況等について

※ これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※ 下線部は、平成22年11月19日(15時00分現在)からの変更箇所

平成22年11月25日
18時00分現在
内閣府

1. 大雨の状況(気象庁情報:11月2日13:00現在)

(1)大雨の概況

前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。

この影響で奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となった所があり、奄美市名瀬では18日21時の降り始めからの降水量が800ミリを超えている。

(2)鹿児島県奄美地方の大雨の状況(速報値)

(10月18日21時から10月30日24時まで *印は観測史上1位を更新した地点)

<主な1時間降水量>

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋(コニヤ)	89.5ミリ	20日13時05分まで
鹿児島県奄美市名瀬(ナセ)	78.5ミリ	20日16時41分まで

<主な24時間降水量>

鹿児島県奄美市名瀬(ナセ)	648.0ミリ	20日23時20分まで *
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋(コニヤ)	291.5ミリ	20日21時00分まで

<10月18日21時から10月30日24時までの総降水量>

鹿児島県奄美市名瀬(ナセ)	899.0ミリ
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋(コニヤ)	459.0ミリ

2. 人的・住家被害の状況(消防庁調べ:11月17日 16:00現在)

都道府県名	人的被害(人)			住家被害(棟)				
	死者	行方不明者	負傷者 (重傷)(軽傷)	全壊	半壊	一部破損	浸水 (床上)(床下)	
鹿児島県	3		2	10	475	10	123	761
計	3		2	10	475	10	123	761

※全ての市町村において孤立している集落はなく、行方不明者はない。

【主な人的被害】

- ・鹿児島県 奄美市において、グループホームわだつみ苑において入所者2名死亡
- ・鹿児島県 龍郷町において、倒壊した家屋の下敷きとなり女性1名死亡

3. 避難の状況

(1)避難指示(消防庁調べ:11月17日 16:00現在)

都道府県名	市町村	世帯	人数	発令日時	解除
鹿児島県	龍郷町	2	5	10/20 5:30	10/23 17:00
		270	673	10/20 23:30	10/23 17:00
	天城町	1	3	10/21 9:30	10/21 20:30

都道府県名	市町村	世帯	人数	発令日時	解除
計		273	681		

(2)避難勧告(消防庁調べ:11月17日 16:00現在)

都道府県名	市町村	世帯	人数	勧告	解除	
鹿児島県	龍郷町	2	5	10/23 17:00	11/4 18:00	
		270	673	10/23 17:00	10/31 14:00	
		4	6	10/22 18:00	11/4 18:00	
	奄美市	8	24	10/20 10:40	11/2 11:00	
		818	1,555	10/20 11:50	10/31 16:00	
		13	41	10/20 11:50	11/8 12:00	
		5	8	10/20 11:50	11/9 9:00	
		1	2	10/20 11:50		
		6	10	10/27 21:20	11/4 10:00	
		宇検村	62	117	10/20 14:15	10/21 7:00
		大和村	10	20	10/20 14:55	10/22 8:00
	126		281	10/20 14:55	10/22 8:00	
	10		20	10/20 14:55	11/1 17:00	
	18		30	10/20 14:55	10/25 8:00	
	5		10	10/20 15:10	10/22 8:00	
	徳之島町	7	17	10/21 11:30	10/21 19:00	
	計 (うち継続中)		1,365 (1)	2,819 (2)		

(3)避難者の数(消防庁調べ:11月17日 16:00現在)

実避難数10人

(内訳)奄美市10人(うち奄美体験交流館に9人)

(4)児童生徒などが待機している学校(文部科学省調べ:10月28日 11:00現在)

小中学校に待機している児童生徒はなし

4. その他被害の状況

(1)土砂災害(国土交通省調べ:11月25日 13:00現在)

・鹿児島県の5市町村で56件の土砂災害を確認

都道府県名	土石流等	地すべり	がけ崩れ	市町村数	市町村名
鹿児島県	20	4	32	5	奄美市、龍郷町、大和村、瀬戸内町、徳之島町
計	20	4	32	5	

○土砂災害警戒情報の発表状況(国土交通省調べ:11月25日 13:00現在)
 鹿児島県7市町村(地域) 計7市町村(地域)

(2)ライフライン

○停電戸数(経済産業省調べ:10月24日 20:00現在)

区分	管内	延べ停電戸数	備考
電気	九州電力	約20,500戸	全て復旧済み

○都市ガスの供給停止戸数(経済産業省調べ:10月25日 14:00現在)
 現時点で被害がないことを確認済み

○断水戸数(厚生労働省調べ:11月8日 14:30現在)

区分	管内	総断水戸数	現在断水戸数	備考
水道	鹿児島県	3,500戸	0戸	奄美市、大和村、瀬戸内町、龍郷町、伊仙町

○ 通信関係の状況(総務省調べ:11月1日 18:30現在)

区分	事業者	被害状況等
固定電話	NTT西日本	○アナログ電話、ISDN、ADSL、専用線は全て復旧
	NTTコミュニケーションズ	○不通であった専用線は全て復旧
	KDDI	○不通であった専用線は全て復旧
携帯電話	NTTドコモ	○停波していた基地局は全て復旧
	KDDI(au)	○停波していた基地局は全て復旧
	ソフトバンクモバイル	○停波していた基地局は全て復旧

○放送関係の状況(総務省調べ:10月29日 12:00現在)

- ・奄美大島内のアナログテレビジョン放送中継局は、10月23日(土)11時20分までに全て復旧
- ・奄美大島内のデジタルテレビジョン放送中継局は、10月23日(土)13時05分までに全て復旧

(3)道路(国土交通省調べ:11月25日 13:00現在)

・通行止め箇所

区分	累計	現在	備考
高速自動車国道	0	0	
直轄国道	0	0	
都道府県管理国道	11	0	
都道府県道	23	1	
有料道路	0	0	

(4) 文教施設等(文部科学省調べ: 11月11日 11:00現在)

区分	被災箇所数
公立学校施設	22
社会教育・体育、文化施設等	5
文化財等	1
計	28

(5) 農林水産関係(農林水産省調べ: 11月15日 12:00現在)

区分	主な被害	被害数	主な被害地域
農作物等	野菜(かぼちゃ等)、果樹(たんかん等)、さとうきび等の冠水・浸水等 家畜(採卵鶏等)の溺死等 畜舎等の損壊	204ha	鹿児島県(奄美大島)
農地・農業用施設	農地の損壊 農業用施設の損壊	350箇所 335箇所	鹿児島県(奄美大島、 徳之島、沖永良部島)
林野関係	林地荒廃 林道被害 木材加工施設	22箇所 374箇所 3箇所	鹿児島県(奄美大島、 徳之島)
水産関係	漁船 養殖物	3隻 4件	鹿児島県(奄美大島)

※被害等については、引き続き調査中

(6) 社会福祉施設等(厚生労働省調べ: 10月21日 11:00現在)

区分	被災施設数
社会福祉施設	8

※移送が必要な施設入所者は、他施設にて受け入れ。

(7) その他

- ・空港関係 空港施設等被害なし(国土交通省調べ: 10月30日 12:00現在)
- ・港湾施設 被害情報なし(国土交通省調べ: 11月25日 13:00現在)
- ・下水道施設 1施設で被害が発生。応急措置済み(国土交通省調べ: 11月25日 13:00現在)
- ・公園施設 1施設で被害が発生。応急措置済み(国土交通省調べ: 11月25日 13:00現在)

5. 政府の主な対応

(1) 関係省庁災害対策会議の開催

- ・第1回関係省庁災害対策会議を松本防災担当大臣出席の下に開催し、政府・鹿児島県・被災自治体が一体となって、災害応急対策に全力をあげるため、以下の事項を確認した。(10月21日 17:00)
 - 1 更なる被害の拡大の防止に万全を期すること
 - 2 孤立者の安全確保及び救出に全力をあげるとともに、避難先の安全と安心についても十分確保すること
 - 3 現地調査を含め、引き続き早急な被害状況の把握を行い、関係機関の情報共有を図ること

4 電力・通信回線等ライフラインの早期復旧を図ること

5 鹿児島県や関係市町村と連携し、応急対策・復旧対策等につき、政府一丸となった対応を行うこと

- ・ 第2回関係省庁災害対策会議を東内閣府副大臣出席の下に開催し、今後の気象状況の見通し、大雨による被害状況及び各省庁の対応状況と今後の復旧の見通しについて情報共有等を図った。(10月22日17:00)
- ・ 第3回関係省庁災害対策会議を開催し、現地調査報告、今後の気象状況の見通し並びに各省庁の対応状況及び今後の復旧の見通しについて情報共有等を図った。(10月25日17:00)
- ・ 第4回関係省庁災害対策会議を阿久津内閣府大臣政務官の下に開催し、今後の気象状況の見通し及び政府現地関係機関災害対策会議からの活動状況について情報共有等を図った。(10月28日17:00)
- ・ 第5回関係省庁災害対策会議を松本防災担当大臣の下に開催し、現地調査結果報告及び県・市町村の要望に係る対応について情報共有等を図った。(11月1日17:00)

(2) 政府現地連絡対策室の設置

- ・ 内閣府職員及び関係省庁職員で構成する政府現地連絡対策室(室長:内閣府企画官)を鹿児島県大島支庁内に設置(10月27日12:30設置)

(3) 国としての現地調査

- ・ 松本防災担当大臣が鹿児島県奄美地方における大雨に関する現地調査を実施(10月30日)
- ・ 東内閣府副大臣が鹿児島県奄美地方における大雨に関する現地調査を実施(10月23日)
- ・ 市村国土交通大臣政務官が鹿児島県奄美地方における大雨に関する現地調査を実施(10月25日)

(4) 災害救助法の適用

○災害救助法の適用

- ・ 鹿児島県は奄美市、大島郡龍郷町及び大島郡大和村に災害救助法を適用(適用日:10月20日)

(5) 被災者生活再建支援法の適用

- ・ 鹿児島県は奄美市及び大島郡龍郷町に被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度を適用(適用日:10月20日)

(6) 激甚災害の指定

- ・ 「平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害」として激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用(11月19日閣議決定、11月25日公布)

(7) 自衛隊の災害派遣

〔派遣規模〕	人員	延べ約1,440名
	車両	延べ約440両
	航空機	延べ24機

○鹿児島県

- ・10月21日 鹿児島県知事から災害派遣要請(8:30)
奄美大島において行方不明者の捜索・救助、孤立地域に対する住民の救助及び生活支援物資の輸送、給水支援、土砂の除去並びに関係行政機関等の人員等の輸送などを実施
- ・10月31日 撤収要請(8:00)
〔派遣規模〕 人員 延べ約1,440名
車両 延べ約440両
航空機 延べ 24機

(8)広域応援等

①警察関係

- ・沖縄県警察の航空隊ヘリを、鹿児島県奄美大島に派遣し、被害情報収集、警察庁等へのヘリテレ映像送信を実施(10月22日)
- ・県機動隊等延べ約220人を鹿児島県の奄美大島へ出動(10月29日現在)

②消防関係

- ・宮崎県防災ヘリが鹿児島県奄美市において、奄美大島全域の情報収集活動及び救援物資の搬送を実施(10月22日～10月24日)

(9)各府省庁の対応

①内閣府の対応

- ・情報連絡室を設置(10月20日 13:20)
- ・情報対策室へ改組(10月20日 19:30)
- ・鹿児島県現地対策合同本部へ職員1名(10月27日以降政府現地連絡対策室員となる)を派遣(10月26日)
- ・政府現地連絡対策室へ職員2名を派遣(10月27日)
- ・鹿児島県大島支庁へ職員1名を派遣し、住家の被害認定説明会を開催(10月27日)

②警察庁の対応

- ・情報収集・連絡体制を強化

③消防庁の対応

- ・情報収集体制を強化(10月20日 13:00)
- ・政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣(10月27日)

④防衛省の対応

- ・防衛省災害対策連絡室を設置(10月21日 8:30)
- ・政府現地連絡対策室へ職員2名を派遣(10月27日)

⑤海上保安庁の対応

- ・10月24日までに巡視船艇延べ23隻、航空機延べ10機、潜水土士延べ55名、機動救難士延べ7名、機動情報通信隊等延べ19名にて被害状況調査、捜索隊搬送作業、避難誘導作業及び傷病者等搬送などを実施
- ・奄美保安部から、消防にゴムボート1隻、警察に救命胴衣50着を貸出

⑥金融庁の対応

鹿児島県の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省九州財務局の連名で「10月20日の大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した(10月21日)。

⑦総務省の対応

- ・情報収集体制を整備(10月20日20時00分)
- ・災害救助法の適用を受けた鹿児島県奄美市、大島郡龍郷町及び大和村の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施(奄美市及び龍郷町:10月21日、大和村:10月25日)
- ・鹿児島行政評価事務所において、災害行政相談窓口を開設(11月4日)
- ・鹿児島行政評価事務所において、災害特設行政相談窓口を開設(11月8日)

⑧財務省の対応

- ・鹿児島県及び奄美関係各市町村に対し、無償で使用可能な国有財産リストを情報提供(10月21日)

⑨文部科学省の対応

- ・災害情報連絡室を設置(10月20日19時00分)
- ・全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校等に対して、独立行政法人日本学生支援機構から大雨による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する「奨学金の緊急採用・応急措置取扱い」について通知を発出(10月21日、10月25日)
- ・学校施設の早期復旧に向けて、災害復旧の国庫補助申請を行うものについては、国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を鹿児島県教育委員会に発出(10月25日)
- ・台風第14号の接近に伴い、鹿児島県及び沖縄県の教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請(10月27日)

⑩厚生労働省の対応

- ・災害情報連絡室を設置(10月20日19時00分)
- ・避難所の生活環境の整備等について次の事項を鹿児島県に通知(10月20日)
 - 避難所について、仮設トイレ、暑さ寒さ対策、被災者に対するプライバシーの確保など、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと。
 - 食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと等。
- ・人工透析、難病患者関係
 - 災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、鹿児島県に通知(10月21日)
- ・エコノミークラス症候群
 - 「鹿児島県奄美地方の集中豪雨による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について」を鹿児島県に情報提供し、関係機関等への周知を依頼(10月21日)

- ・被災視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援
 - 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について鹿児島県に通知(10月22日)
- ・食中毒等の感染症発生予防
 - 避難所における食中毒等の感染症発生予防上、留意すべき点として、手洗いの励行、食料の保存時の温度管理、調理時の加熱処理、トイレ及び排泄物の衛生的な管理等を鹿児島県に通知(10月26日)
- ・政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣(10月27日)

⑪農林水産省の対応

- ・災害情報連絡室を設置(10月20日19時00分)
- ・災害救助法の適用を受け、株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫等に対し、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう通知(10月21日)
- ・林野庁から鹿児島県に対して、山地災害についての適切な応急対策と迅速な被害報告の徹底等について、文書により通知(10月21日)
- ・水産庁から鹿児島県に対して、漁港施設等に被害が発生した場合における適切な応急対策と迅速な被害報告について、文書により通知(10月22日)
- ・農協・漁協系統関係機関に対し、通帳、貯金証書又は共済証書等を焼失・流失した貯金者及び共済契約者に対する対応等の適切な措置を講じるよう要請(10月21日)
- ・株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫等において、被害農林漁業者等からの相談受付の体制を整備(10月22日)
- ・被害状況の把握のため、鹿児島県奄美大島においてヘリコプターによる現地調査を実施(10月25日)
- ・農林水産関係被害の把握と対応の検討のために、関係局庁の担当者5名からなる調査チームを奄美大島に派遣(10月26日)
- ・林野庁担当官が奄美大島において、県とともに現地調査を実施し、今後の対応について県へ助言を実施(10月27日、11月3日～4日)
- ・政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣(10月27日)
- ・水産庁から鹿児島県に対して、台風第14号による災害に備え、事前の防災対策とあわせ漁港施設等に被害が発生した場合における迅速な被害報告と適切な応急対策について、文書により通知(10月27日)
- ・台風第14号による農作物被害防止に向けて、九州農政局を通じて、鹿児島県に対し適切な技術指導が行われるよう通知を发出(10月28日)
 - また、農業共済団体等に対し、上記農作物関係の被害防止等に係る指導通知を周知するとともに、共済金の早期支払体制の確立等がなされるように改めて指導(10月28日)
- ・林野庁から鹿児島県に対して、台風第14号により山地災害及び村道施設被害が発生した場合における適切な応急対策と迅速な被害報告の徹底等について、文書により通知(10月28日)
- ・農林水産本省及び九州農政局の担当官を鹿児島県奄美大島に派遣し、県・市町村とともに被災状況を調査し、今後の復旧に関する助言等を実施(11月8日)

⑫経済産業省の対応

- ・災害救助法の適用を踏まえ、鹿児島県における被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。(10月21日)

- ・鹿児島県奄美市及び大島郡龍郷町に対して災害救助法を適用することが決定されたことを受け、九州電力株式会社から、被災した電気の需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除等の特別措置の認可申請があり、即日、認可を行った。(10月21日)
- ・鹿児島県奄美市及び大島郡龍郷町に対して災害救助法を適用することが決定されたことを受け、南海ガス株式会社、大洋産業株式会社及び吉田商事株式会社から、被災した需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除等の特別措置の認可申請があり、即日、認可を行った。(10月21日)

⑬国土交通省の対応

- ・国土交通本省注意体制(梅雨前線による大雨により体制継続)
- ・国土交通本省警戒体制(10月22日、10月26日～)
- ・リエゾン(情報連絡担当官)を派遣(10月21日～11月2日、延べ96人)
 - 鹿児島県庁:延べ26人(10月21日～11月2日)
 - 大島支庁:延べ34人(10月23日～11月2日)
 - 龍郷町:延べ18人(10月27日～11月2日)
 - 大和村:延べ18人(10月27日～11月2日)
- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を鹿児島県奄美大島へ派遣(10月21日～11月6日、延べ299人)
 - 高度技術指導班:延べ6名(10月26日)
 - 現地支援班:延べ97名(10月22日～11月6日)
 - 被災状況調査班:延べ111名(10月22日～11月2日)
 - 情報通信班:延べ85名(10月21日～11月5日)
- ・災害対策用ヘリコプター2機が出動(10月22日～11月1日)
- ・情報収集車1台、照明車2台、Ku-sat1台、ヘリコプター画像可搬受信装置2台及び衛星通信車2台が出動(10月21日～11月2日)
- ・政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣(10月27日)
- ・鹿児島県大島支庁内に災害支援相談窓口を開設(11月3日)

⑭気象庁の対応

- ・気象庁本庁警戒体制(10月20日15:30)
- ・関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を各地気象台より適宜実施
- ・政府現地連絡対策室へ職員2名を派遣(10月27日)

⑮国土地理院の対応

- ・奄美大島の地形図を電子データで関係機関に提供(10月21日)
- ・測量用航空機による空中写真撮影を実施(10月26日～27日)
- ・航空機による空中写真(奄美市名瀬の市街地及び奄美市、瀬戸内町の一部)をHPに公開(10月27日)
- ・正射写真と写真データを官邸、内閣府、国土交通省へ提供、鹿児島県、奄美市等の関係機関に発送(10月29日)

⑯環境省の対応

- ・情報収集・連絡体制の整備(10月20日 20:17)
- ・政府現地連絡対策室へ職員1名を派遣(10月27日)

6. その他の機関の対応

(1) 通信関係

区分	事業者	被害状況等
固定電話	NTT西日本	<ul style="list-style-type: none"> ○奄美市住用町及び大島郡龍郷町に特別公衆電話を最大44回線設置。(10月21日) ○奄美市住用町、大島郡大和村、大島郡瀬戸内町及び大島郡龍郷町に衛星携帯電話を最大34回線設置。(10月22日) ○災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の運用を開始。(10月22日)
携帯電話・PHS	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○衛星携帯電話を最大53回線提供。(10月22日～11月8日) ○災害用伝言板の運用を開始。(10月22日～11月2日)
	KDDI(au)	<ul style="list-style-type: none"> ○衛星携帯電話を最大17回線提供。(10月22日～11月8日) ○災害用伝言板の運用を開始。(10月22日～11月2日)
	ソフトバンクモバイル	○災害用伝言板の運用を開始。(10月22日～11月2日)
	イー・モバイル	○災害用伝言板の運用を開始。(10月22日～11月2日)
	ウィルコム	○災害用伝言板の運用を開始。(10月22日～11月2日)

(2) 放送関係

事業者	対応状況
日本放送協会	○災害救助法が適用された市町村の区域内において、半壊・半焼又は、床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置し、締結されている放送受信契約について、10月及び11月の受信料の免除を実施。
WOWOW	○災害救助法の適用を受けた市町村の加入者等に対する被災に関する問い合わせ専用フリーダイヤルを設置。
スカパーJSAT	○災害救助法の適用を受けた市町村の加入者等からの問い合わせ専用フリーダイヤルを設置し、10月分の視聴料金を免除する措置を実施。

(3) 郵便関係

事業者	対応状況
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <ul style="list-style-type: none"> ・10月28日(木)～11月3日(水) 鹿児島県奄美市、大島郡大和村及び大島郡龍郷町 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 <ul style="list-style-type: none"> ・10月28日(木)～11月3日(水) 鹿児島県奄美市、大島郡大和村及び大島郡龍郷町 ○災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除 <ul style="list-style-type: none"> ・10月28日(木)～23年3月31日(木) 鹿児島県奄美市、大島郡大和村及び大島郡龍郷町 ・10月28日(木)～11月30日(火) 日本赤十字社鹿児島県支部及び社会福祉法人鹿児島県共同募金会

(4) ボランティア関係

○ 鹿児島県

- ・ 奄美市社会福祉協議会において、奄美市災害ボランティアセンターを設置(10月23日)
- ・ 龍郷町社会福祉協議会において、龍郷町災害ボランティアセンターを設置(10月23日)

(5) 日本赤十字社の対応

- ・ 医療救護班を派遣(10月21日)

(6) 義援金関係

- ・ 日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会による「10月20日の奄美地方大雨災害義援金」の募集を開始。(10月25日)